

第1章 加東市環境基本計画の基本的な考え方

1. 計画の背景

本市では2011（H23）年に循環を基調とした、持続的発展が可能な社会を創るための環境に係るまちづくりのマスタープランとして、加東市環境基本計画及び行動方針（第1次計画）を策定しました。第1次計画期間中には、市民・事業者・市が協働で様々な環境課題に取り組み、1人1日当たりの生活系ごみ排出量が県下で一番少ないまちとなるなど、一定の成果が見られています。

しかし、この間に地球規模での気温上昇、局所的集中豪雨などの気候の極端現象の頻発化、プラスチックごみによる海洋汚染、人為的な影響による生物多様性の低下など、様々な環境課題が顕在化するようになりました。地球温暖化問題に関しては、2018（H30）年にIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の「1.5℃特別報告書」において、世界全体の平均気温の上昇が2030（R12）～2052（R34）年の間に1.5℃に達する可能性が高いことが示されるなど、地球温暖化の要因となる温室効果ガスのさらなる削減や、すでに影響が現れている事象に対する被害拡大の防止が必要となっています。

市内においても地球温暖化による健康被害や農産物への影響が顕在化しているほか、不法投棄の問題や遊休農地の増加による生物多様性や生活環境への影響など、取組を強化していくべき環境問題が見られます。

国際社会では、地球温暖化に対処するための国際的取組であるパリ協定の採択、2030（R12）年までに達成すべき国際目標としてのSDGs（持続可能な開発目標）の採択など、様々な新しい取組が進められています。また、国や県でも、第五次環境基本計画、第5次兵庫県環境基本計画を策定し、新しい取組が進められています。

さらに、2020（R2）年10月には、内閣総理大臣が所信表明演説において、2050（R32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとするとの宣言を行い、温暖化対策における国や自治体の役割が一層重要になっています。

本計画は、こうした環境問題を取り巻く状況の変化や、国際社会、国、県の環境政策の動向を踏まえて第1次計画の見直しを行い、策定するものです。

2. 加東市環境基本計画について

加東市環境基本計画は、加東市環境基本条例の基本理念及び施策の基本方針、加東市総合計画に基づき、環境の保全と創造の面において、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として策定するものです。

また、本計画では、市民・事業者・市のパートナーシップにより取り組むべき重点取組（第5章 将来像実現のための重点取組）を示し、環境基本計画を具体的な行動につなげていくこととします。

3. 計画の位置づけ

本計画は、第2次加東市総合計画を環境面から具体化するもので、加東市環境基本条例第10条に明記された「環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画」として策定します。計画の策定に当たっては、国及び県の環境基本計画の内容を踏まえ、本市の環境特性に対応した計画とします。

本計画を本市の環境に関する最上位の計画として位置づけることで、市全域で総合的かつ計画的に環境の保全と創造を推進します。そのため、本市の他の計画は、本計画との整合を図り、環境の保全を優先するように努めるものとします。



図 計画の位置づけ

4. 計画の基本理念

計画の基本理念は、普遍的な考え方で環境に対する認識、姿勢を明らかにするものです。

本計画では、2009（H21）年に制定した加東市環境基本条例第3条に基づき、以下を計画の基本理念とします。

- 環境の保全と創造は、すべての市民が健全で豊かな環境の恵みを楽しみ、同時に、この環境が将来の世代へ継承されるように積極的に行われなければならない。
- 環境の保全と創造は、人間が自然から多くの恵みを受けていることを認識し、自然との共生と環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者、市民それぞれの責務に応じた役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、地域の環境と深く関わりがあることを認識して、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

5. 計画の期間

本計画の計画期間は、2021（R3）年度から2030（R12）年度までの10年間とします。地球環境の保全等の長期的な取組についても実効性を確保するために、概ね計画策定後5年を目安として、社会情勢の変化等に応じた計画の見直し、更新を行うこととします。

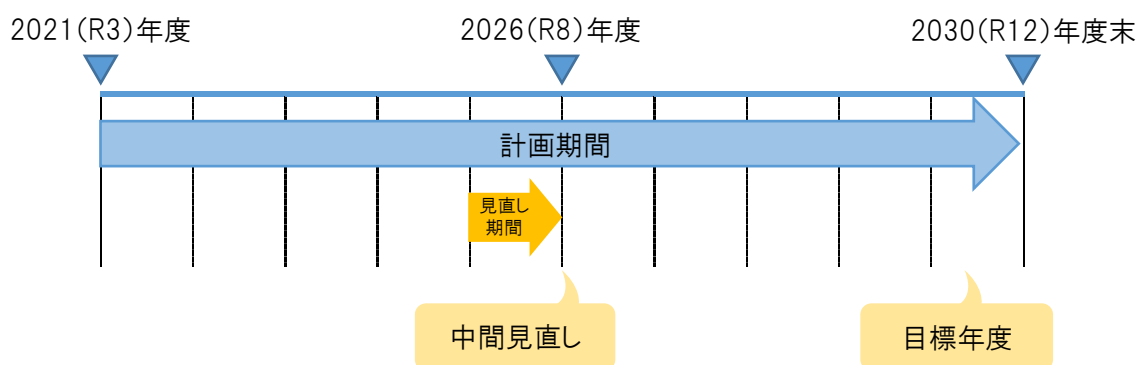


図 計画の期間

6. 計画の対象範囲

地域の範囲

本市全域を対象範囲としますが、地球環境分野については地球温暖化による影響を踏まえ、地球全体を視野に入れるものとします。

なお、広域的に連携を図っていくべき問題については、近隣自治体等と協力して対処することとします。

実施主体の範囲

市 民	市内に在住、勤務、在学する方、市民団体
事業者	市内で事業活動を行うすべての方
市	市が市内で行う行政活動のすべて

環境の範囲

廃 棄 物	循環型社会、ごみの減量・分別、食品ロス など
地 球 環 境	地球温暖化、気候変動への適応、省エネルギー、再生可能エネルギー、グリーン購入、交通 など
自 然 環 境	生物多様性、里山・山林、河川・水路、ため池、農地、歴史文化遺産 など
生 活 環 境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、空家・空地、まちの景観・緑化、不法投棄 など

7. 各主体の役割について

環境の保全と創造に関する取組を効果的に推進するためには、市民・事業者・市がそれぞれの責務を果たすとともに、協働して日常生活や事業活動などで環境への配慮に努めることが必要です。

加東市環境基本条例には、市民・事業者・市のそれぞれの責務と協働について、その方針を示しています。

本計画においても、それぞれの主体に示された責務と協働の方針に基づき、全ての主体の参画と相互の連携・協働からなるパートナーシップによって取り組むこととします。

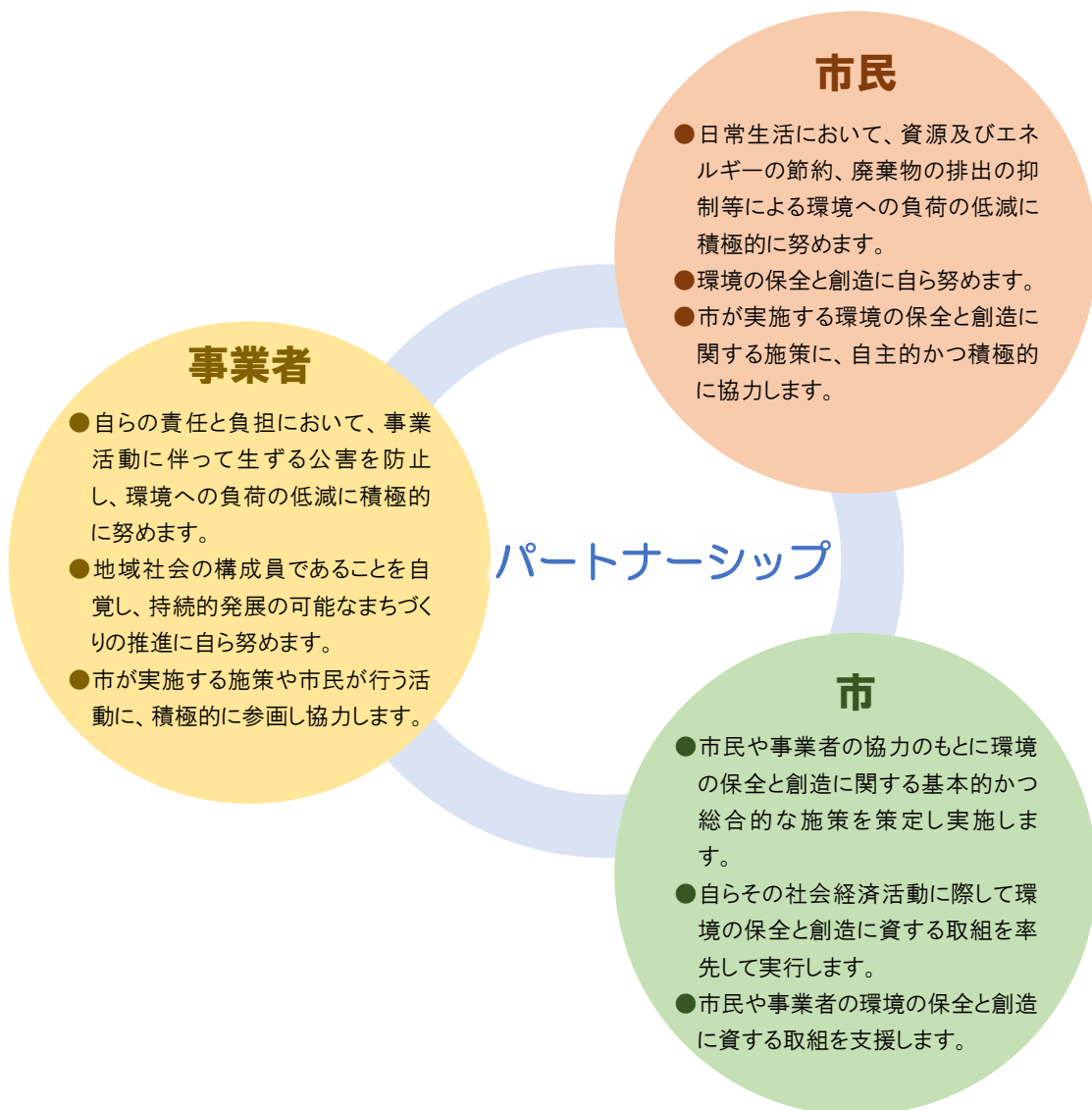


図 各主体の役割とパートナーシップのイメージ